第四十七条	納税の猶予	徴収の猶予
第四十八条第一項	納税の猶予	徴収の猶予
	督促及び滞納処分	滞納処分
第四十八条第二項及び第三項	納税の猶予	徴収の猶予
第四十九条第一項	納税の猶予	徴収の猶予
第四十九条第一項第一号	完納する	相手国等において完納する
第四十九条第二項及び第三項	納税の猶予	徴収の猶予
第五十一条第一項	納付	徴収
第五十一条第三項	納付	任意提供
第五十二条第一項	完納されない	相手国等において完納されない
	納付させる	提供させる
第五十二条第二項	納付させる	提供させる
	納付の	提供の
	納付場所	提供場所
	納付通知書	提供通知書
第五十二条第三項	納付の	提供の
	完納しない	全額を提供しない
	納付させる	提供させる
	納付催告書	提供催告書
	納付を	提供を
第五十二条第四項	納付すべき	提供すべき
	を完納せず	の全額を提供せず
第五十二条第六項	納付させる	提供させる
第五十五条第一項	を納付する	の任意提供をする
	納付に使用	任意提供に使用
	納付を	任意提供を

国税徴収法

第五十五条第一項第一号	納税の猶予	徴収の猶予
第五十五条第一項第三号	納付	任意提供
第五十五条第二項	納付受託証書	任意提供受託証書
第五十五条第三項	取立て及び納付	取立て
第四十七条第一項第一号	が督促	が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第十一条第三項（相手国等の租税の徴収の共助の規定による徴収共助実施決定（以下「徴収共助実施決定」という。）につき共助実施決定通知書（同条第二項に規定する共助実施決定通知書をいう。）
	督促に	徴収共助実施決定に
	をその督促状	同条第十一項各号に規定する事由に該当しないとき及び同条第八項の規定による決定をしていない
	完納しない	
第四十七条第二項	国税の納期限	徴収共助実施決定
	督促	徴収共助実施決定
第四十七条第三項	第二次納税義務者又は保証人	保証人
	督促状」とあるのは、「納付催告書	が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第十一条第三項（相手国等の租税の徴収の共助の規定による徴収共助実施決定（以下「徴収共助実施決定」という。）につき共助実施決定通知書（同条第二項に規定する共助実施決定通知書をいう。）をその督促状」とあるのは、「納付催告書」と、同条第一項各号に規定する事由に該当しないとき及び同条第八項の規定による決定をしていない」とあるのは「全額の提供をしない」